平成26年3月7日 独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)の 補塡金単価(平成26年1月販売分)について

平成26年1月に肥育事業者が販売した交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱(平成25年4月1日付け24農畜機第5478号)第6の9の(3)のアの補塡金単価については、下記のとおりです。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
_	40,700円	42,600円

注1:牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急 対応策のうち肥育経営の支援対策(特例措置)として、肉用牛肥育経 営安定特別対策事業の平成23年度第2四半期以降の補塡金について、 月毎に支払う方式としています。

注2:補塡金交付額に見合う財源が不足する場合、上記補塡金単価を減額することがあります。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱(抜粋) 第6の9の(4)のア

機構は、肥育全国基金の全額を取り崩してもなお支払うべき 肥育牛補塡金の額に不足が生じる場合は、肥育事業者に適用す る補塡金単価を減額することができるものとする。

注3:生産コストには物財費及び労働費等に加え、平成25年7月分よりと畜経費を算入しています。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課

担当:高城、青木

電話:03-3583-8623

平成25年度 新マルキン事業補塡金算定基礎 【平成26年1月】

	区分	肉専用種	交雑種	乳用種
粗収益	(A)	921, 178	575, 011	355, 147
生産コスト	(B)	904, 289	625, 968	408, 473
差額	(C) = (A) - (B)	16, 889	△ 50, 957	△ 53, 326
補塡金単価			40, 700	42, 600

注:100円未満切り捨て

粗収益 (A)=①+②	921, 178	575, 011	355, 147
主産物価格 ①= a × b	910, 080		
	1, 896	 1, 176	
i i枝肉重量(kg) b	480	484	435
- 1	11, 098	5, 827	5, 407
生産コスト (B)=5+6+7+8	904, 289	625, 968	408, 473
物財費 ③	809, 673	569, 265	372, 205
	434, 176	214, 022	86, 589
	300, 412	303, 169	240, 697
流通飼料費	298, 156	301, 666	239, 318
	14, 753	2, 717	991
とうもろこし	17, 962	1, 733	1, 162
	14, 068	1, 538	1, 366
	9, 882	7, 770	5, 719
	203, 890	255, 170	209, 009
	20, 340	10, 235	10, 722
その他	17, 261	22, 503	10, 349
牧草・放牧・採草費	2, 256	1, 503	1, 379
」 敷料費	13, 800	9, 270	8, 835
¦光熱水料及び動力費	11, 348	8, 513	7, 037
その他の諸材料費	370	259	519
¦獣医師料及び医薬品費	7, 729	3, 859	3, 605
¦賃借料及び料金	4, 165	2, 769	2, 864
¦物件税及び公課諸負担	5, 571	2, 988	2, 244
¦建物費	15, 571	13, 621	11, 807
自動車費	6, 215	3, 204	2, 040
¦農機具費	8, 673	6, 609	5, 403
生産管理費	1, 643	982	565
労働費 ④	71, 497	41, 359	25, 611
家族	66, 989	37, 676	21, 542
費用合計 ⑤=③+④	881, 170	610, 624	397, 816
支払利子 ⑥	11, 690	4, 994	1, 777
支払地代 ⑦	441	113	171
と畜経費 ⑧	10, 988	10, 237	8, 709
参自己資本利子	8, 909	8, 174	5, 701
考 自作地地代	2, 660	1, 763	877

主産物価格の内訳 【平成26年1月】

品種 区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	28市場	1,874	487
	相対取引等	1, 950	465
	<u>≅</u> -	1, 896	480
交雑種	28市場	1, 167	485
	相対取引等	1, 209	480
	=-	1, 176	484
乳用種	28市場	819	441
	相対取引等	798	433
	<u>≅</u> -	804	435

- 注1 28市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場18市場での取引から、地域算定に用いたデータを除外して算定。
- 注2 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

【肉専用種】

北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県

* 宮崎県での取引については、(公社)宮崎県畜産協会により公表されている。

【交雑種】

北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県